

中井町議会議長 石渡 正次 様

生涯学習施設建設等特別委員会
委員長 多田 勲

生涯学習施設建設等特別委員会調査について（報告）

本特別委員会は、令和 6 年 9 月 13 日に設置され、本町において新たに建設する生涯学習施設に関する調査を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

I 特別委員会の設置について

1 設置経過

- (1) 令和 6 年 9 月 13 日の定例会において、町の生涯学習施設の建設等について調査するため、地方自治法第 109 条及び中井町議会委員会条例第 5 条の規定により、本特別委員会が設置された。
- (2) 本特別委員会の委員として、議長を除く 11 名の議員が委員として選任された。また、特別委員の互選により、石渡正次委員を委員長に、関野達夫委員を副委員長にそれぞれ決定した。
- (3) 令和 7 年 5 月 8 日臨時会において行われた正副議長の改選に伴い、石渡正次委員長が委員を、関野達夫副委員長が副委員長職をそれぞれ辞任し、新たに森委員が委員として選任された。また、特別委員の互選により、多田勲委員を委員長に、関野達夫委員を副委員長にそれぞれ決定した。

2 設置の理由

- (1) 農村環境改善センターは、建設から 40 年以上が経過し、施設全体が老朽化し、さらに、エレベーターや障がい者が利用できるトイレがないなどバリアフリー対策も十分でなく、様々な課題を抱えていることから、町では、令和 8 年度の工事着工に向けて、新たに生涯学習施設の建設を進めることとなった。
- (2) 生涯学習施設は、町民文化系施設では、平成 12 年度の境コミュニティセンター以来の公共施設の建設となる。町議会としては、生涯学習施設建設事業の実施規模、期間、費用、効果など総合的に調査研究し、一

大プロジェクトとなる本事業の推進に向けて、町とともに取り組む必要があるため、特別委員会を設置した。

II 調査事項

生涯学習施設建設等についての調査・研究

※ 調査期間 令和6年9月13日から令和7年6月6日まで

III 調査状況

年月日	会議名等	議題等
令和6年 9月13日	第1回 委員会	○正副委員長の互選について 委員長に石渡正次委員、副委員長に関野達夫委員を互選した。
10月7日	第2回 委員会	○今後の進め方及び確認事項等について 本特別委員会での調査の進め方の確認及び10月24日に予定されている町側との協議会での調査質問事項について協議した。
10月24日	第1回 委員会協議会	○生涯学習施設建設等の概要説明及び進捗状況について 当特別委員会から事前に依頼した質問・確認事項について町側より説明を受け、その後質疑応答を行い、調査を進めた。(わいがやサロンのあり方、業者選定の適否等)
11月28日	第2回 委員会協議会	○生涯学習施設に係る建設基本構想・建設基本計画案の概要について 建設基本構想・建設基本計画案の概要と当特別委員会から事前に依頼した質問・確認事項について町側より説明を受け、その後質疑応答を行い、調査を進めた。(わいがやサロンのあり方、成果、基本構想・基本計画案の内容確認等)
12月3日	第3回 委員会	○今後の進め方及び確認事項等について 今後の調査の進め方等について協議した。
令和7年 1月24日	第4回 委員会	○今後の進め方及び確認事項等について 今後の調査の進め方等について協議した。

3 月 13 日	第 5 回 委員会	○今後の進め方及び確認事項等について 当特別委員会から事前に依頼した質問・確認事項について確認し、その後、今後の調査の進め方等について協議した。(パブリックコメントの内容、設計業者のプロポーザル結果等)
5 月 8 日	第 6 回 委員会	○正副委員長の互選等について 委員長に多田勲委員、副委員長に関野達夫委員を互選した。また石渡委員が辞任し、新たに森委員が選任された。
5 月 28 日	第 7 回 委員会	○今後の進め方及び確認事項等について 6 月議会で委員会報告をもって委員会を終結することが決定された。
6 月 4 日	第 8 回 委員会	○委員会報告書について 委員会報告案について協議した。

IV 調査結果

1 生涯学習施設建設の検討経過(概要)

- 平成 18 年度に生涯学習施設等整備検討会が設置され、平成 20 年度には農村環境改善センターの増改築及び新築が検討された。
- 平成 28 年 3 月に策定した「第三次中井町生涯学習基本計画」を受け、町民が自主的に学ぶことができる環境づくりとして生涯学習施設の調査研究を進める。
- 令和 6 年度にわいがやサロン開始、中井町生涯学習施設建設基本構想、中井町生涯学習施設基本計画を策定、プロポーザル方式により設計業者が決定する。

敷地面積：約 4,800 m²

想定浸水深：0.5m～3.0m

想定工事費：23 億 5,000 万円（税込）

※ 令和 6 年 11 月時点での見積等に基づく。上昇の可能性あり。什器、図書、情報システム等は別途。

財源の確保：明記されず

供用開始：令和 9 年 12 月予定

2 委員会での主要意見骨子

- ・ 基本構想・計画策定・設計支援業務委託において、一社単独で随意契約を選択した理由が不明瞭であり、その判断根拠や背景について明確な説明が求められる。透明性を確保し、町民への信頼を高めるためにも、契約手続きの適正性を十分に説明することが必要である。
- ・ 「わいがやサロン」での協議が活発とは言えず、町民の意見が真に反映されているかどうか不明確である。このため、町民の声をより反映させるために、別途新たな協議の場を設けることを検討するべきではないか。
- ・ 生涯学習施設建設は、今後の町財政に中長期的な影響を及ぼす事業であることから、将来を見据えた財政推計をあらかじめ示すことが必要である。町民や議会に対して、整備後の維持管理費や財政負担の見通しを丁寧に説明することで、事業の理解と納得を得る上でも重要である。
- ・ 生涯学習施設建設に係る費用については、地方債、交付金、一般財源など、具体的な財源の内訳や確保方針を明示することが求められる。町民の不安を払拭し、計画の信頼性を高める上でも、財源の根拠を明確に示す必要がある。
- ・ 生涯学習施設建設予定地が浸水想定区域に含まれているにもかかわらず、防災対策や復興対策が十分に示されていない。災害時の避難所機能の有無や浸水対策の具体的措置について、計画段階で明確にすべきである。
- ・ 来訪者の利便性を高めるためにも、施設への交通手段の確保や周辺道路の安全性・アクセス性の向上について、事前に十分な検討が必要である。特に高齢者や障がい者、多世代に配慮した移動手段の整備が求められる。
- ・ 生涯学習施設建設にあたっては、町の人口規模や財政状況、町民ニーズといった中井町の実情を十分に踏まえ、将来にわたって持続可能で無理のない規模と機能を備えた施設とする必要がある。町民にとって真に必要とされる、身の丈に合った施設計画を望む。
- ・ 現在、町で進められている生涯学習施設の建設に関し、議会として詳細な情報の提供を求めても、十分かつ速やかな説明がなされない状況が見受けられる。このような情報の不足は、議会が適切な議論や判断を行う上で少なからず支障となっている。

V 委員会からの提言

1 公共事業の適正執行

公共事業における契約の締結は、地方公共団体に課せられた重要な責務の一つであり、その適正性、公平性、透明性は、町政への信頼確保に直結する重要な要素である。地方自治法第 234 条第 1 項において、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とされ、同条第 2 項では「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り、これによることができる」と規定されている。このように、契約の原則は一般競争入札であり、その他の方式はあくまで例外とされている。

ところが、令和 6 年度当初に町が執行した生涯学習施設に係る「基本構想・基本計画・設計支援業務委託」については、1,000 万円を超える契約だが、1 社単独による随意契約により執行されている。町の説明によれば、当該業者は実績・経験が豊富で、業務遂行能力が高く、町の人的・専門的不足を補完し得るとの評価やスケジュール上、速やかな事業着手が求められる状況にあったことを理由として挙げている。

しかしながら、随意契約が正当化されるには、緊急性の明確な根拠と、他の業者では履行困難であるとする合理的説明が必要不可欠であり、これらの条件が十分に説明されたとは言い難く、随意契約という例外的措置を講じたことの妥当性には疑問が残る。公共性の高い事業こそ、町民に対し説明責任を果たし、透明で公正な手続きがとられることが何よりも重要である。

生涯学習施設建設は、町の将来にとって重要な公共投資であり、今後の事業進行にあたっては、地方自治法及び町の契約規則を遵守するとともに、契約方式の選定においては公正性・透明性を十分に確保し、町民の理解と信頼を得られる適正な執行方法を強く求める。

2 新たな協議の場の設置

令和 6 年度において、町は生涯学習施設建設に際し、住民が主体的に施設のあり方を考える場として「わいがやサロン」を開催した。開催手法はユニークかつ斬新であり、町民が自らの問題として施設整備に向き合う契機となり、一定の成果があったと評価できる。こうした取組は、住民の公共施設に対する意識向上と郷土への愛着を育むものとしても意義深い。

しかし、実際に参加者の声に耳を傾けると、「自分たちの意見が事業計

面に反映されたという実感が持てなかった」との声も少なからずあり、参加者の一部には不満や戸惑いの声が聞かれた。町としては「参加者全員が検討委員である」との趣旨を掲げていたものの、実際にはその理念を体现するには至らず、町民の多様な声をどこまでの確に計画に反映できたのか議会としても疑問を感じている。

これまで生涯学習施設の整備に関しては、検討委員会や建設準備委員会を組織し、町と議会が相互に理解を深め、協働して丁寧に検討を進めてきた経緯がある。令和9年度中には本施設の完成が予定されていることから、公共的団体の代表者、学識経験者、町民、町議会議員及び町職員等から構成される「中井町生涯学習施設建設等検討委員会（仮称）」を新たに設置し、議会と行政、そして町民が共に議論し、事業の方向性を共有していく体制を構築することが望まれる。このような協議の場を設けることこそが、町民の理解と信頼を得るとともに、議会との協調による円滑な事業推進に資するものである。

3 財政推計策定の必要性

生涯学習施設本体建設に係る想定工事費は、2024年11月時点において23億5,000万円と見積もられている。しかし、近年の建設資材価格の高騰、加えて労務費の上昇等を踏まえれば、今後この工事費は更なる増加が見込まれる。令和6年度に事業が開始され、改善センター跡地の整備を含め足かけ5年にわたる事業となるのだが、当該施設建設に係る一般会計からの年度別支出予定額、基金の取り崩し予定額、新規の地方債発行予定額、さらには国庫補助金の見込み額等について、現時点において町より明確な財源内訳が示されていないのが実情である。

公共施設建設には多額の財政支出を要することから、限られた財源の中で事業を適正かつ計画的に推進していく必要があり、将来を見据えた財政計画の策定が不可欠である。これは町が策定した「基本構想」においても、「町民共有の財産として、何十年にもわたり使用される施設であることから、生涯学習施設建設に際しては、費用対効果や町の財政状況、財源の確保について十分に見極めながら整備を進める」と記載されており、その必要性が十分認識できるところである。さらに、町が今後取り組まなければならない他の公共施設及び公共インフラの維持管理費並びに長寿命化対策に要する費用も膨大なものとなることは、「公共施設等総合管理計画」等からも明らかである。公共施設の機能やあり方について不断に検討・検証を行いながら、公共施設及びインフラとの均衡ある維

持管理・運営を図ることは、総合的視点に立つ公共施設マネジメントの根幹を成すものであり町民と協働して進めることが肝要である。

将来的な人口動向の変化、既存公共施設の老朽化や長寿命化への対応等、複雑化する社会情勢の中において、適切な整備・維持管理を行うためには、建設後の施設改修時期等も見据えた長期的視野に立つ財政見通しをもって臨まなければならない。

生涯学習施設建設に要する費用が、10年後、20年後、30年後の町の財政にいかなる影響を及ぼすか町民に対して明確に示し、その理解と協力を得ることは、町に課せられた役割として重要である。よって、生涯学習施設建設及びその後の維持・運営を見据えた中長期的な財政推計を早急に策定し、公表することは、町の責務であると考ええるものである。

4 災害対策を示す必要性

役場周辺に立地する公共施設については、町が令和4年3月に策定した「中井町地域防災計画」ならびにハザードマップ等において防災上の位置付けが明示されており、新たに整備が予定されている生涯学習施設についても、これらを十分に考慮の上で施設整備を進めていく必要があることは言うまでもない。とりわけ、当該地域は中村川に隣接しており、洪水等に伴う浸水予想区域に指定されていることから、大規模水害に備えるハード・ソフト両面の対策は不可欠である。この点については、生涯学習施設建設基本構想にも言及があり、町としてもその重要性を認識しているところではあるが、生涯学習施設建設基本計画には、施設に求められる基本的な防災機能や敷地の特性に関する配慮事項として想定浸水深等の記載にとどまり、より踏み込んだ具体的な災害対策の方向性については明示されていないのが実情である。

今後想定される神奈川県西部地震、東海地震、さらには南海トラフ巨大地震といった大規模地震への備えとしての耐震性能の確保に関する町としての基本的な考え方や取組、中村川の氾濫による浸水被害への対策、想定される災害レベル及び発生確率を踏まえた複合的な浸水対策のあり方など、災害対策全般に関して町が主体となって責任ある姿勢を示し、その具体的な方針を基本計画に明記しておく必要がある。これらの事項は、単なる設計業務の一環として設計業者等に委ねるものではなく、町民の生命及び財産を守るという自治体としての根本的な使命に基づき、町が主体的に判断し、取り組むべき事項である。

そもそも、基本構想は施設の課題や整備の必要性、基本理念、建設場

所や規模等について町としての基本的な考え方を整理するものであり、基本計画は、それを踏まえた上で施設整備に向けた具体的な内容を示すものである。よって、当該施設が自然災害に耐え得る設計とされることはもとより、災害発生時には防災拠点として安全安心な機能を発揮し得るものであり、さらに、平常時と非常時を分け隔てなく活用できる「フェーズフリー」の観点を備えた施設として整備することが求められる。これらの点について、町が主体的かつ積極的に検討を進め、その考え方を町民に対して明確に示していくことが、今必要とされる姿勢である。

5 交通対策や交通手段の確保

現在、中井町役場の駐車場を利用するにあたり、大型自動車等の一部車両については、県道 77 号平塚松田線をはじめとする周辺アクセス道路からの進入に制限が設けられており、所轄警察署の許可を得ない限り、大型バス等の車両が役場前の駐車場に進入・駐車することは原則として認められていない。同様の状況が、生涯学習施設整備後に施設の来訪者にも想定されるところである。他市町より大型バス等を利用して施設を利用・視察しようとする団体が訪れる場合には、車両規制の見直しや、施設に接する道路の拡幅等、現行のアクセス方法の改善が必要となってくる。また、生涯学習施設建設基本計画においては、施設予定地の東側に隣接する土地を駐車場として整備する構想が示されているが、具体的な配置計画や整備内容については明示されていないのが実情である。

これらの事項については、今後の基本設計や実施設計の段階において順次具体化されるものと考えられるが、本来、基本計画はそうした設計の前提となるものであり、町としては、交通対策や駐車場整備に係る基本的な考えを早急に受託業者に示すとともに、町民に対してもその方針を分かりやすく公表していく責任がある。さらに、生涯学習施設が多世代・多文化の人々が気軽に立ち寄り、休憩や歓談、待ち合わせ等に活用され、人々の交流を育む地域の交流拠点としての役割を果たしていくためには、町民のみならず町外からの来訪者にとっても利用しやすい移動手段の整備が重要である。

そのためにも、オンデマンドバスや既存の路線バスの利便性向上等、公共交通の充実に向けた検討を並行して進めることが求められる。子どもから高齢者、障がいのある方、外国人を含む多様な人々が安心して集い、互いの活動や交流を通して心安らぐ時間を過ごすことのできる、寛ぎの空間の創出を期待するものである。

6 町の将来に寄り添える計画策定

生涯学習施設の整備は、本町にとって四半世紀ぶりとなる大型の公共建築事業であり、その意義は大きい。より良い施設のあり方を実現するためには、本事業の推進にあたり、町民が主体的に参画するとともに、行政と議会が連携し、一人ひとりがパズルの一片として役割を担い、「行きたくなる、居たくなる、暮らしたくなる」施設づくりに取り組む姿勢が求められる。施設整備にあたっては、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの理念を積極的に取り入れるとともに、ゆとりある待合スペースや多様な利用形態に対応できる会議室等を適切に配置するなど、町民にとって利便性の高い施設となるよう工夫を凝らしていただきたい。

また、人口規模、財政規模、町民ニーズ等を踏まえた多角的かつ総合的な検討を行い、将来にわたって町民に過度な財政的負担を生じさせることなく、町民の暮らしに寄り添う持続可能な施設とすることが必要である。そして、「行きたくなる、居たくなる、暮らしたくなる」施設として、本町のランドマーク的な存在となることを期待するものである。

特に、比奈窪 56 プランのもと、生涯学習施設、役場庁舎、福祉センターが連携し、交流機能を備えた居心地のよい空間エリアとして、町民が自然と「足を運びたくなる」拠点づくりを目指すべきである。また、施設の整備にあたっては、「利用者」としての視点に加え、「納税者」としての視点をも併せ持つ町民の意見を丁寧にすくい上げ、町民との熟議を重ねながら、議会とも連携して、町民の理解と納得の上で、最終的には多くの町民にとって真に必要とされる施設となるよう、慎重かつ着実に進めていただきたい。

7 情報共有体制の充実

現在、町が進めている生涯学習施設の建設について、議会としてもその意義を十分に認識しており、住民の期待に応えるべく真摯に取り組んでいきたいと考えている。しかしながら、建設に関する詳細な情報について、議会から町に対して照会を行っても、即座に内容が示されない場面があり、議論や検討に時間を要する状況が生じている。このような情報の遅れは、議会としての適切な審議や、住民への丁寧な説明を行う上で課題であると受け止めている。

こうした状況を踏まえ、町と議会がより円滑に情報を共有し、相互理解を深めていくための体制整備が求められる。そのためにはまず、建設

の進捗状況や計画内容について町から説明を受ける機会として、毎月、議会全員協議会において、状況報告及び意見交換の場を設けることが有効と考える。

さらに、建設計画に変更が生じた場合には、その都度、臨時の議会全員協議会において、町からの丁寧な説明を受ける機会を設けることも併せて提案する。

このように、情報共有の機会を定期的かつ柔軟に確保することで、議会としても住民の声を適切に反映し、よりよい施設づくりに主体的に関与していくことが可能となる。町と議会が一体となり、生涯学習施設の整備を住民にとって真に意義あるものとして推進していくためにも、本提案について前向きな検討を求める。

以上の報告をもって、令和6年9月13日に設置された生涯学習施設建設等特別委員会を終結する。

令和7年6月6日

生涯学習施設建設等特別委員会